相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字蟻ケ崎一八八七番地
七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　亀山　言男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日
長野県松本市庄内二丁目一番一九号　宏栄ビル二〇一号
相続財産管理人　弁護士　澤地　雅弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡高森町吉田二三一番地二、最後の住所長野県下伊那郡高森町吉田二三一番地の二　被相続人　亡　曽田　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日
長野県飯田市小伝馬町一丁目三五九四番地
七弁護士法人下平法律事務所
相続財産管理人　下平　秀弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県大府市大東町一丁目二八八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　鬼頭　豊明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日
愛知県大府市中央町三―六五大島不動産ビル四階大府法律事務所
相続財産管理人　弁護士　塚本　康統

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県大府市共西町五丁目六〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　前津　政夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日
愛知県大府市中央町三―六五大島不動産ビル四階大府法律事務所
相続財産管理人　弁護士　塚本　康統

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県敦賀市川崎町一四九番地、最後の住所大阪府大東市灰塚六丁目一一番二五号
被相続人　亡　中村　ふし

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日
大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階
相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市川面町一九二四番地、最後の住所岡山市北区吉備津一〇二二―六医療法人緑樹会渡辺医院　被相続人　亡　川西　詳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日
岡山市北区天神町六番四八号
相続財産管理人　弁護士　土居　幸**徳**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市警固屋一丁目二番、最後の住所広島県呉市中央五丁目一番一〇―四〇一号
被相続人　亡　森本　秀勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日
事務所　広島県呉市中央五丁目一番三―二〇一号　呉合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高盛　政博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市門司区田野浦一丁目三九一番地、最後の住所福岡県豊前市大字四郎丸二八一番地　大川病院
被相続人　亡　米田　彦輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月三日
福岡県豊前市大字今市一四四番地一一
相続財産管理人　髙瀬　忠通

任意清算公告

当社は、平成二十七年十月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十二月三日
兵庫県加古郡播磨町南大中三丁目一三番一二号　合資会社牛塚設計事務所
無限責任社員　牛塚　正幸

債権申出の公告

当社は、平成二十年六月二十六日付で破産終結決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十七年六月十九日、福島地方裁判所相馬支部（平成二十七年（ヒ）第一号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月三日
福島県南相馬市原町区日の出町二一五番地
松栄建設株式会社
代表清算人　弁護士　安齋　利昭
連絡先　福島県伊達郡桑折町字本町六番地　安斎法律事務所

信用事業譲渡公告

当組合は、平成二十七年十一月二十日開催の臨時総代会において、行政庁の認可を条件として、平成二十八年五月二十二日をもって信用事業の全部を東京都信用農業協同組合連合会（東京都立川市柴崎町三丁目五番二五号）に譲渡することを議決いたしました。

つきましては、この信用事業の全部譲渡に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨お申し出くださいますよう、農業協同組合法第五十条の二第四項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公告いたします。

なお、財産目録および貸借対照表は、当組合の本店に備え置いてあります。

平成二十七年十二月三日
東京都八丈島八丈町大賀郷一五三六番地
東京島しょ農業協同組合
代表理事組合長　菊池　勝男

第16期決算公告

平成27年12月3日

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
ジャパン・セキュリタイゼーション・コーポレーション
（旧商号　グローバル・ビジネス・コーポレーション）
日本における代表者　内山**隆**太郎

貸借対照表の要旨

（平成27年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	215,000,439	流動負債	214,479,497
		固定負債	498,952
		株主資本	27,063
		資本金	107
		利益剰余金	26,955
		（その他利益剰余金）	(26,955)
		評価・換算差額等	△5,072
		（繰延ヘッジ損益）	(△5,072)
資産合計	215,000,439	負債・純資産合計	215,000,439

（注）当期純損失　1,865千円